

第12号様式（第6条関係）



令和 6 年 4 月 30 日

那覇市議会議長

野原 嘉孝 様

議員名 與儀 喜邦



令和 5 年度政務活動費収支報告について

那覇市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和 5 年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

令和 5 年 4 月分 ～ 令和 6 年 3 月分

令和5年度政務活動費収支報告書

議員名 與儀 喜邦

1 収 入

政務活動費

1,080,000円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	0円	
研 修 費	0円	
広 報 費	0円	
広 聴 費	0円	
要 請・陳 情 活 動 費	0円	
会 議 費	0円	
資 料 作 成 費	18,259円	
資 料 購 入 費	73,800円	
人 件 費	420,000円	
事 務 所 費	880,000円	
合 計	1,392,059円	

3 残 額 0円 (312,059円)

令和5年度 会計明細

議員名 與儀 喜邦

	経費種類	集計(単位:円)
資料作成費	資料印刷・印刷製本費(成果品の写しを添付) 【7】	¥ -
	翻訳料(成果品の写しを添付) 【7】	¥ -
	事務機器購入 【7】	¥ 18,259
	リース代等 【7】	¥ -
	事務用品等消耗品代 【7】	¥ -
	その他 【7】	¥ -
		¥ -
		¥ -
		¥ -
資料作成費 小計		¥ 18,259
資料購入費	書籍購入費 【8】	¥ -
	新聞雑誌購読料 【8】	¥ 73,800
	有料データベース利用料等 【8】	¥ -
	その他 【8】	¥ -
		¥ -
		¥ -
		¥ -
資料購入費 小計		¥ 73,800
人件費	雇用経費(必要時、契約書の写を添付) 【9】	¥ 420,000
	手当 【9】	¥ -
	その他 【9】	¥ -
		¥ -
		¥ -
		¥ -
人件費 小計		¥ 420,000
事務所費	事務所の賃借料 【10】	¥ 880,000
	事務所駐車場の賃借料 【10】	¥ -
	維持管理費 【10】	¥ -
	固定電話(月額1/2以内、上限1万円) 【10】	¥ -
	文書通信費 【10】	¥ -
	事務機器購入 【10】	¥ -
	備品 【10】	¥ -
	リース代等 【10】	¥ -
	その他 【10】	¥ -
		¥ -
		¥ -
事務所費 小計		¥ 880,000
総合計		¥ 1,392,059

会計帳簿(項目別)案

令和5年度(2024年)

議員名 與儀 喜邦

7 資料作成費

0 18,259 入力箇所

整理番号	日付	経費種類	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	按分比率	上限額
	2021年8月21日	事務機器購入【7】	apple pencil			1,188	(R5年度充当額)		0
	2021年10月3日	事務機器購入【7】	パソコン			17,071	(R5年度充当額)		0
			小計		0	18,259			
		総合計			0	18,259			

8 資料購入費

73,800 73,800 入力箇所

整理番号	日付	経費種類	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	按分比率	上限額
	2023年4月30日	新聞雑誌購読料【8】	沖縄タイムス	4月	3,075	3,075			0
	2023年5月31日	新聞雑誌購読料【8】	沖縄タイムス	5月	3,075	3,075			0
	2023年6月30日	新聞雑誌購読料【8】	沖縄タイムス	6月	3,075	3,075			0
	2023年7月31日	新聞雑誌購読料【8】	沖縄タイムス	7月	3,075	3,075			0
			小計		12,300	12,300			
	2023年9月15日	新聞雑誌購読料【8】	沖縄タイムス	8月	3,075	3,075			0
	2023年9月15日	新聞雑誌購読料【8】	沖縄タイムス	9月	3,075	3,075			0
	2023年10月31日	新聞雑誌購読料【8】	沖縄タイムス	10月	3,075	3,075			0
	2023年11月30日	新聞雑誌購読料【8】	沖縄タイムス	11月	3,075	3,075			0
			小計		12,300	12,300			
	2023年12月31日	新聞雑誌購読料【8】	沖縄タイムス	12月	3,075	3,075			0
	2024年1月31日	新聞雑誌購読料【8】	沖縄タイムス	1月	3,075	3,075			0
	2024年2月29日	新聞雑誌購読料【8】	沖縄タイムス	2月	3,075	3,075			0
	2024年3月31日	新聞雑誌購読料【8】	沖縄タイムス	3月	3,075	3,075			0
			小計		12,300	12,300			
	2024年4月18日	新聞雑誌購読料【8】	琉球新報	12ヶ月	36,900	36,900			0
			小計		36,900	36,900			
		総合計			73,800	73,800			

会計帳簿(項目別)案

令和5年度(2024年)

議員名 與儀 喜邦

9 人件費		420,000		420,000		入力箇所			
整理番号	日付	経費種類	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	控分比率	上限額
	2023年4月30日	雇用経費(必要時、契約書の写を添付)【9】		4月分	30,000	30,000			0
	2023年5月31日	雇用経費(必要時、契約書の写を添付)【9】		5月分	60,000	60,000	90,000		0
	2023年6月30日	雇用経費(必要時、契約書の写を添付)【9】		6月分	60,000	60,000			0
	2023年7月31日	雇用経費(必要時、契約書の写を添付)【9】		7月分	60,000	60,000	120,000		0
	2023年8月31日	雇用経費(必要時、契約書の写を添付)【9】		8月分	60,000	60,000			0
	2023年9月30日	雇用経費(必要時、契約書の写を添付)【9】		9月分	60,000	60,000	120,000		0
	2023年10月31日	雇用経費(必要時、契約書の写を添付)【9】		10月分	60,000	60,000			0
	2023年11月15日	雇用経費(必要時、契約書の写を添付)【9】		11月分	30,000	30,000	90,000		0
小計					420,000	420,000			
総合計					420,000	420,000			

10 事務所費		880,000		880,000		入力箇所			
整理番号	日付	経費種類	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	控分比率	上限額
	2023年8月7日	事務所の賃借料【10】		8月分	110,000	110,000			0
	2023年8月25日	事務所の賃借料【10】		9月分	110,000	110,000			0
	2023年9月25日	事務所の賃借料【10】		10月分	110,000	110,000			0
	2023年10月25日	事務所の賃借料【10】		11月分	110,000	110,000			0
	2023年11月27日	事務所の賃借料【10】		12月分	110,000	110,000			0
	2023年12月25日	事務所の賃借料【10】		1月分	110,000	110,000			0
	2024年1月25日	事務所の賃借料【10】		2月分	110,000	110,000			0
	2024年2月26日	事務所の賃借料【10】		3月分	110,000	110,000			0
小計					880,000	880,000			
総合計					880,000	880,000			

		支出額	政務活動費
全体合計		1,373,800	1,392,059

備品管理台帳

議員名 與儀喜邦

番号	名称・型番	購入金額 (充当額)	購入日	耐用 年数	監理責任 保管場所	廃棄・譲渡日 理由	備考
1	apple pencil	11,880円 (5,940円)	R3.8.21 (2021.8.21)	5	会派室		2021/8/21～ 2026/8/21
2	LIFEBOOK WU2/E3	136,568円 (68,284円)	R3.10.3 (2021.10.3)	4	会派室		2021/10/3～ 2025/10/3

資料作成費

令和5年度 備品購入年度按分表

與儀 喜邦

備品管理NO 令和3年8月21日 購入品 apple pencil 購入金額 11,880円 5,940円 ■は政務活動費充当額

1								
耐用年数	年度	月	月数	按分	購入額	充当額	備考	
5年（60ヵ月）	令和3年度	8月～3月	8月	50%	11,880	792円	11,880円 × 50% × 8ヵ月 ÷ 60ヵ月	
	令和4年度	4月～3月	12月	50%	11,880	1,188円	11,880円 × 50% × 12ヵ月 ÷ 60ヵ月	
	令和5年度	4月～3月	12月	50%	11,880	1,188円	11,880円 × 50% × 12ヵ月 ÷ 60ヵ月	
	令和6年度	4月～3月	12月	50%	11,880	1,188円	11,880円 × 50% × 12ヵ月 ÷ 60ヵ月	
	令和7年度	4月～3月	12月	50%	11,880	1,188円	11,880円 × 50% × 12ヵ月 ÷ 60ヵ月	
	令和8年度	4月～7月	4月	50%	11,880	396円	11,880円 × 50% × 4ヵ月 ÷ 60ヵ月	
		耐用年数（総数）		60月			5,940円	

令和5年度 1,188円

備品管理NO 令和3年10月3日 購入品 LIFEBOOK WU2/E3 パソコン 購入金額 136,568円 68,284円 ■は政務活動費充当額

2	パソコン						
耐用年数	年度	月	月数	按分	購入額	充当額	備考
4年（48ヵ月）	令和3年度	10月～3月	6月	50%	136,568	8,535円	136,568円 × 50% × 6ヵ月 ÷ 48ヵ月
	令和4年度	4月～3月	12月	50%	136,568	17,071円	136,568円 × 50% × 12ヵ月 ÷ 48ヵ月
	令和5年度	4月～3月	12月	50%	136,568	17,071円	136,568円 × 50% × 12ヵ月 ÷ 48ヵ月
	令和6年度	4月～3月	12月	50%	136,568	17,071円	136,568円 × 50% × 12ヵ月 ÷ 48ヵ月
	令和7年度	4月～9月	6月	50%	136,568	8,535円	136,568円 × 50% × 6ヵ月 ÷ 48ヵ月
		耐用年数（総数）	48月			68,283円	

令和5年度 17,071円

資料購入費

令和5年度

領収書添付用紙

整理番号

議員氏名

與儀喜邦

項目 資料購入費

領収書その他の証拠書類

添付欄

お問い合わせ番号: [REDACTED]
領収書 No: [REDACTED]
2023年 4月分 領収書
與儀 喜邦 様
御購読 合計 3,075円
ありがとうございます。 (内消費税 227)
※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。
㊦ 沖縄タイムス
販売店 首里西
(事業者番号 T
TEL 080-6480-8554
店主 宮城 秀司
領収日
4/30

お問い合わせ番号: [REDACTED]
領収書 No: [REDACTED]
2022年 5月分 領収書
與儀 喜邦 様
御購読 合計 3,075円
ありがとうございます。 (内消費税 227)
※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。
㊦ 沖縄タイムス
販売店 首里西
(事業者番号 T
TEL 080-6480-8554
店主 宮城 秀司
領収日
5/31

お問い合わせ番号: [REDACTED]
領収書 No: [REDACTED]
2023年 6月分 領収書
與儀 喜邦 様
御購読 合計 3,075円
ありがとうございます。 (内消費税 227)
※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。
㊦ 沖縄タイムス
販売店 首里西
(事業者番号 T9360001006803)
TEL 080-6480-8554
店主 宮城 秀司
領収日
6/30

お問い合わせ番号: [REDACTED]
領収書 No: [REDACTED]
2022年 7月分 領収書
與儀 喜邦 様
御購読 合計 3,075円
ありがとうございます。 (内消費税 227)
※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。
㊦ 沖縄タイムス
販売店 首里西
(事業者番号 T9360001006803)
TEL 080-6480-8554
店主 宮城 秀司
領収日
7/31

(政務活動費充当額)

領収書

4 枚

按分率

%

12,300 円

令和5年度

領収書添付用紙

整理番号

議員氏名

與儀喜邦

項目 資料購入費

領収書その他の証拠書類

添付機

お問い合わせ番号: [REDACTED]
領収書 No.: [REDACTED]
2023年 8月分 領収書
與儀 喜邦 様
御購読
ありがとうございます。
合計 3,075円
(内消費税 227円)
領収日 9/15

銘	柄	部	数	金	額
沖縄タイムス本紙	※		1	3,075	

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 首里西
(事業者番号 T9360001006803)
TEL 080-6480-8554
店主 宮城 秀司

お問い合わせ番号: [REDACTED]
領収書 No.: [REDACTED]
2023年 9月分 領収書
與儀 喜邦 様
御購読
ありがとうございます。
合計 3,075円
(内消費税 227円)
領収日 9/15

銘	柄	部	数	金	額
沖縄タイムス本紙	※		1	3,075	

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 首里西
(事業者番号 T9360001006803)
TEL 080-6480-8554
店主 宮城 秀司

お問い合わせ番号: [REDACTED]
領収書 No.: [REDACTED]
2023年 10月分 領収書
與儀 喜邦 様
御購読
ありがとうございます。
合計 3,075円
(内消費税 227円)
領収日 10/31

銘	柄	部	数	金	額
沖縄タイムス本紙	※		1	3,075	

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 首里西
(事業者番号 T9360001006803)
TEL 080-6480-8554
店主 宮城 秀司

お問い合わせ番号: [REDACTED]
領収書 No.: [REDACTED]
2023年 11月分 領収書
與儀 喜邦 様
御購読
ありがとうございます。
合計 3,075円
(内消費税 227円)
領収日 11/30

銘	柄	部	数	金	額
沖縄タイムス本紙	※		1	3,075	

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 首里西
(事業者番号 T9360001006803)
TEL 080-6480-8554
店主 泉川 正人

(政務活動費充当額)

領収書 4 枚

按分率

%

12,300 円

令和5年度

領収書添付用紙

整理番号

議員氏名

與儀喜邦

項目 資料購入費
領収書その他の証拠書類

添付欄

お問い合わせ番号: [REDACTED]
領収書 No.: [REDACTED]
2023年 12月分 領収書
與儀 喜邦 様
御購読 合計 3,075円
ありがとうございます。 (内消費税 227円)
※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 首里西
(事業者番号 T9360001006803)
TEL 080-6480-8554
店主 泉川 正人
領収日 12/31

お問い合わせ番号: [REDACTED]
領収書 No.: [REDACTED]
2024年 1月分 領収書
與儀 喜邦 様
御購読 合計 3,075円
ありがとうございます。 (内消費税 227円)
※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 首里西
(事業者番号 T9360001006803)
TEL 080-6480-8554
店主 泉川 正人
領収日 1/31

お問い合わせ番号: [REDACTED]
領収書 No.: [REDACTED]
2024年 2月分 領収書
與儀 喜邦 様
御購読 合計 3,075円
ありがとうございます。 (内消費税 227円)
※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 首里西
(事業者番号 T9360001006803)
TEL 080-6480-8554
店主 泉川 正人
領収日 2/29

お問い合わせ番号: [REDACTED]
領収書 No.: [REDACTED]
2024年 3月分 領収書
與儀 喜邦 様
御購読 合計 3,075円
ありがとうございます。 (内消費税 227円)
※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 首里西
(事業者番号 T9360001006803)
TEL 080-6480-8554
店主 泉川 正人
領収日 3/31

(政務活動費充当額)

領収書

4 枚

按分率

%

12,300 円

令和5年度

領収書添付用紙

整理番号

議員氏名

與儀嘉邦

項目 資料購入費

領収書その他の証憑書類

添付欄

領 収 証

與儀嘉邦

様

No. _____

★

但 新聞代金として(2023年4月分~2024年3月分迄)

2024 年 4 月 18 日 上記正に領収いたしました

内訳

税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

収 入
印 紙

琉球新報城西販売店

宮 里 清

那覇市首里当蔵町2-15
事務所 (098)884-65

F18

領収書 1 枚

按分率

%

(政務活動費充当額)

36,900 円

人件費

北海道庁建設部

第 一 課

第 一 課 長



令和 5 年度 雇用職員確認票

会派名又は議員名	與儀 喜邦
雇用職員名	

雇用職員について、下記のとおり確認しました。

① 議員の親族関係 ☒ 議員の親族外

② 議員と生計関係 ☒ 議員と生計別

③ 政務活動専従

☐ 他の活動との兼務あり ()

☒ 兼務なし

④ 雇用実態が確認できる書類を添付

☒ 雇用契約書

☒ 賃金台帳

☐ 出勤簿

雇 用 契 約 書

被雇用者

氏 名		生年月日	
住 所		電話番号	

雇用条件

雇用期間	令和 5 年 4 月 15 日 ～ 令和 5 年 11 月 15 日
就業場所	及び首里石嶺町4丁目96番地
職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	不定期（週3回）
休 日	不定期（土、日、祝祭日）
給与（賃金）	月給 60,000 円 （時給 円）
給与支払日	毎月月末〆切
支払方法	直接払い
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 5 年 4 月 15 日

雇 用 者 氏名 與儀 喜邦

被雇用者 氏名

令和 5 年度 雇用職員等の賃金台帳

会派名又は議員名	與儀 喜邦
雇用職員名	

単位：円

	支給日	支給額	所得税	社保控除	支払額	備 考
1	令和 5 年 4 月 3 0 日	30,000			30,000	
2	5 月 3 1 日	60,000			60,000	
3	6 月 3 0 日	60,000			60,000	
4	7 月 3 1 日	60,000			60,000	
5	8 月 3 1 日	60,000			60,000	
6	9 月 3 0 日	60,000			60,000	
7	10 月 3 1 日	60,000			60,000	
8	11 月 1 5 日	30,000			30,000	
9						
10						
11						
12						
計		420,000			420,000	

令和5年度

領収書添付用紙

整理番号

議員氏名

與儀喜邦

項目 人件費

領収書その他の証憑書類

添付欄

領 収 証

No. _____

與儀喜邦

様



2023年4月30日

★ ¥ 30,000 -

但し、4月分人件費として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)



コクヨ ウケ-78

領 収 証

No. _____

與儀喜邦

様

R5

2023年5月1日

★ ¥ 60,000 -

但し、5月分人件費として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)



コクヨ ウケ-78

(政務活動費充当額)

領収書 2 枚

按分率

%

90,000 円

令和5年度

領収書添付用紙

整理番号

議員氏名

與儀喜邦

項目 人件費

領収書その他の証憑書類

添付欄

領 収 証

No. _____

與儀喜邦 様

令和5年6月30日

★ ￥60,000 -

但し 6月分人件費として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

コクヨ ウケ-78

領 収 証

No. _____

與儀喜邦 様

令和5年7月31日

★ ￥60,000 -

但し 7月分人件費として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

コクヨ ウケ-78

(政務活動費充当額)

領収書 2 枚

按分率

%

120,000 円

令和5年度

領収書添付用紙

整理番号

議員氏名

與儀喜邦

項目 人件費

領収書その他の証憑書類

添付欄

領 収 証

No. _____

與儀喜邦 様

R5 年 8 月 31 日

★ ￥60,000-

但し 8月分人件費として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-78

領 収 証

No. _____

與儀喜邦 様

R5 年 9 月 30 日

★ ￥60,000-

但し 9月分人件費として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-78

(政務活動費充当額)

領収書 2 枚

按分率

%

120,000 円

令和5年度

領収書添付用紙

整理番号

議員氏名

與儀喜邦

項目 人件費

領収書その他の証拠書類

添付欄

領 収 証

No. _____

與儀喜邦 様

10 年 10 月 31 日

★ ￥ 60,000 -

但し、10月分 人件費として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)



コクヨ ウケ-78

領 収 証

No. _____

與儀喜邦 様

10 年 11 月 10 日

★ ￥ 30,000 -

但し、11月分 人件費として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)



コクヨ ウケ-78

(政務活動費充当額)

領収書 2 枚

按分率

%

90,000 円

事務所費

令和 5 年度 事務所概要記録簿

議員名 與儀 喜邦

1 所在地等 住 所 那覇市首里石嶺町4-96
 設置年月 令和5年7月末 延床面積 m²

2 所有区分

☐賃借事務所 所有者住所

仲介業者 株式会社 ライフコーポレーション

契約期間 令和5年7月28日～ 令和6年3月

☐その他 ()

3 他用務との兼用の有無

☒無 ・ ☐有 (☐後援会事務所 ☐政党事務所 ☐その他 [])

4 按分率 ☐1/2 ☐1/3 ☐その他

5 主な経費の支出 (敷金・礼金・火災保険料・保証金は不可)

・賃借料 110,000円/月・共益費 円/月・水光熱費 円/月・駐車場 円/月

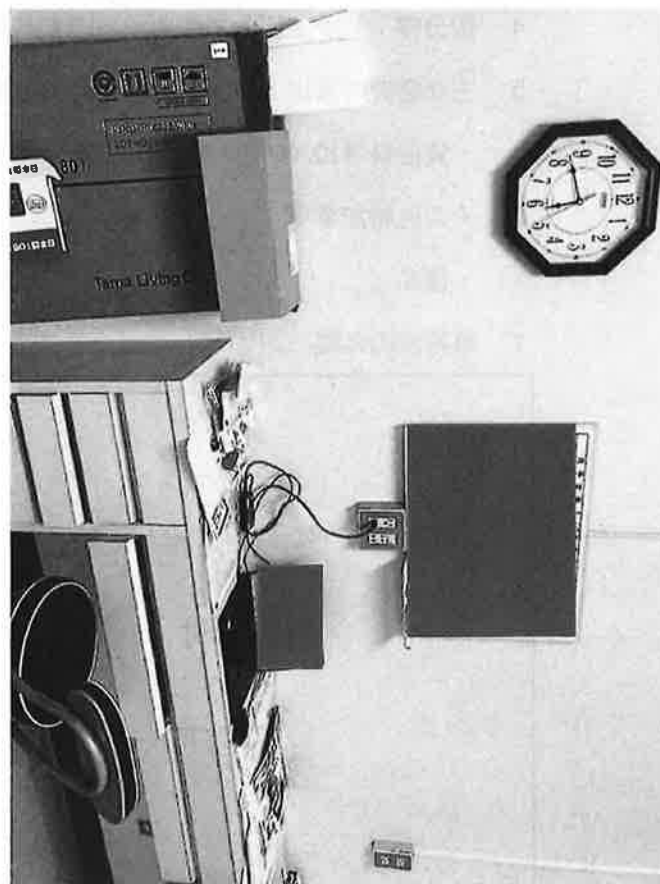
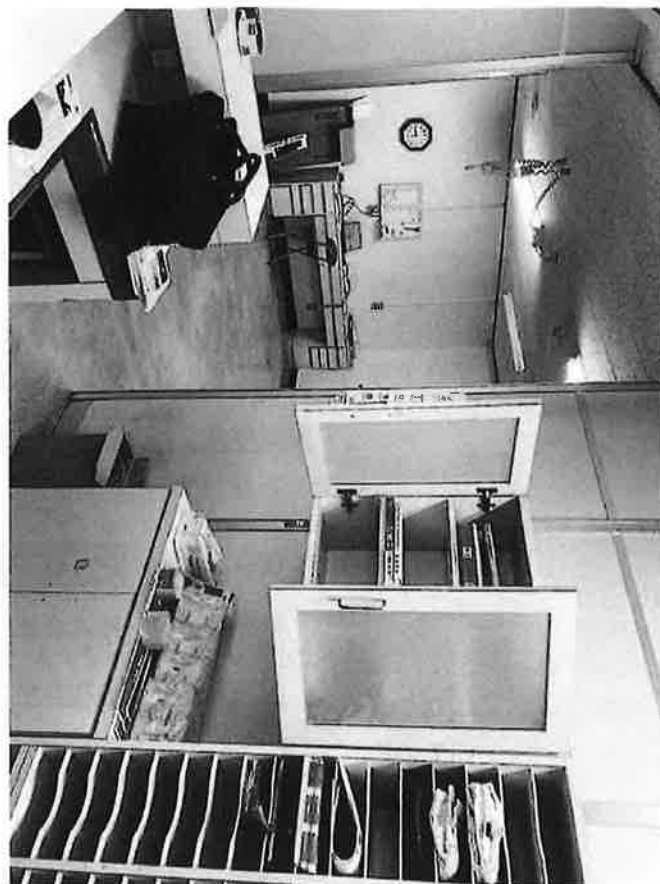
6 その他特記事項

・備品 () ・リース ()

7 事務所の外観

事務所の内観

別紙添付	別紙添付
------	------



定期建物賃貸借契約書(事業用)

大城貸事務所

與儀 喜邦 様

【契約期間】

自	2023	年	7	月	28	日	5 年間
至	2028	年	7	月	27	日	

 **LIFECORPORATION**
(株)ライフコーポレーション

〒901-0224 沖縄県豊見城市宜保三丁目1番地11階

TEL : 098-850-2222 FAX : 098-850-2752

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 興産 喜和 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約を終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	大城貸事務所		
所在地	(住居表示) 町名地番地区 (住居表示未実施) (登記簿) 那覇市吉里石嶺町四丁目 96 番地		
建物	木造・鉄骨造 (鉄筋コンクリート造) 鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺 (鉄屋根) その他 () / () 階建 / 全 () 戸		
種類	共同住宅・事務所	新築年月	昭和 60 年 10 月
面積	80.29 m ²		
附属施設			

頭書(2) 事業内容 (具体的に記載すること)

事務所	
-----	--

頭書(3) 契約期間

2023 年 7 月 28 日 から 2028 年 7 月 27 日まで (5 年間)	
目的物件の引渡し時期	2023 年 7 月 28 日
(契約終了の通知をすべき期間)	2027 年 7 月 27 日から 2028 年 1 月 27 日まで

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 110,000 円 (別途消費税相当額-円)	管理・共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額-円)
家賃保証会社	110,000 円	敷金	110,000 円 (賃料 1 カ月分)
仲介手数料	月額 110,000 円 (別途消費税相当額 11,000 円)	礼金	110,000 円 (賃料 1 カ月分)
その他の条件			
貸与する建物の番号	簿 No.	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 25 日迄に振込み及び口座振替		
賃料等の団体の名称			
支払の方法	持参先		
団体の名称	委託会社名		

図章(5) 借主緊急連絡先

(氏名)	
緊急連絡先 (担当者)	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携帯) TEL

図章(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	株式会社ライフコーポレーション
所在地	沖縄県豊見城市宜保3丁目1番地1	ロイヤルビル101号 TEL098-850-2222
	「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣(2)第2802号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

図章(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	□連帯保証人	氏名	
		住所	
		担保額	円
		家賃債務保証業者名	
	□家賃債務保証業者の提供	主たる事務所の所在地	
	する保証	家賃債務保証業者登録番号	

図章(8) 再契約に関する事項

定期借家契約は更新のない借家契約で期間の満了により終了します
(貸主の合意がある場合には再契約ができます)

図章(9) 特約事項

1. 物件内に設置してあるエアコンは本物件の設備ではないことを貸主、借主は確認し、エアコンについて賃貸人は交換修理の義務を負わないものとする。
2. 既設エアコン撤去の額は貸主の費用により撤去するものとする。

3. 契約期間中は家賃保証に必ず加入するものとする。また、契約期間が途切れぬよう、必ず更新手続きを行って下さい。

4. 名義等の変更手続きは、原則できないものとする。借主要望で変更手続きが必要な場合は、貸主の指示に従ってその手続きに協力するものとする。

5. 借主は役所が許可したゴミ収集業者と契約を交わし、個別でゴミ処理をお願い致します。

6. 賃料等の入金時に関係する振込み手数料、自動振替手数料は借主の負担とする。

7. 借主は看板設置や増設及び内装工事を行う際、事前に必ず貸主の承認を得なければならない。

8. 退去後は必ず原状回復し、その費用は借主負担とする。

9. 借主にて追加した冷暖房機及び設備や造作物は、退去後、借主負担で撤去するものとする。但し貸主が許可した場合や、その物に限り、残置できるものとする。その残置物について、借主から貸主への買取請求はできないものとする。

10. 電気・水道等、契約開始時のライフラインの開栓手続きは、原則、借主にて行うものとする。
11. 重要事項説明書及び本書に記載のない設備について、万が一故障しても、貸主は修理負担を負わないものとする。

12. 借主が約定期間までに退去明け渡しをしなかった場合、賃料の倍額の損害金を徴収致します。

13. 事業運営に係る申請・届出・費用負担は借主の責任にて行うものとする。

14. 事業運営にて近隣住民とのトラブルが生じた場合、借主の責任と負担で真摯に対応するものとする。

15. 不可抗力等で借主が事業運営をできなくなった場合、貸主に対して営業補償等を請求してはならないものとする。

16. 賃貸借契約書第6条(B)(保証金)の条項は適用されないことを貸主及び借主は確認した。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

R5年7月28日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名	TEL
	住所	
丙・連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
	極度額	円

宅 地 建 物 取 引 業 者	A	B
主たる事務所 所在地 TEL 商号又は名称 代表者の氏名	神岡県豊見城市宜保3丁目1番地1 ロイヤルビル101号 098-850-2222 株式会社ライフコーポレーション 金城 秀人	主たる事務所 所在地 TEL 商号又は名称 代表者の氏名
免許証番号	大臣 知事(4)第3617号	免許証番号
氏 名		氏 名
登録番号		登録番号
業務に就する事務所名	株式会社ライフコーポレーション	業務に就する事務所名
事務所所在地 TEL	沖縄県豊見城市宜保3丁目1番地1 ロイヤルビル101号 098-850-2222	事務所所在地 TEL

※ 図は原則として添付
※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。
第3条 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日から起算して新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。
第4条 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。
第5条 甲は、前項に規定する通知をしなれば、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合には、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
第4条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
三 近隣同種の建物に賃料と比較し、賃料が不当となった場合
第5条 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
第6条 賃料に課税される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。
第5条 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
第6条 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
第7条 共益費に課税される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の増減)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
第6条 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
第7条 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができる。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。
- 4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から充当しなおお残額がある場合には、本物件の明渡し後、差替なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

―(保証金)―

- 第6条(8) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。
- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができる。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償還分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を充当し、なおお残額がある場合には、本物件の明渡し後、差替なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの誓約)

- 第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総合型若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転賃してはならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は、敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、車庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は搬出すること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を惹き起こすこと
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
- 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約、使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れ甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができ、この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
- 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
- 二 この責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げられた義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されず当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、資料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し、陳明する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、

その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の資料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(再契約)

第22条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。

2 再契約に関する事項については、頭書(8)に記載のとおりとする。

3 再契約をした場合には、第15条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第4項に規定するところによる。

(免責)

第23条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の場合を含む)、又は、甲若しくは乙の責めに帰さない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第25条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第26条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

令和5年度		領収書添付用紙		整理番号	
				議員氏名	與儀喜邦
項目	事務所費				
領収書その他の証憑書類	添付欄				

No. [REDACTED]	令和5年8月7日																		
登録番号 T4360001005231																			
領 収 書																			
與儀 喜邦 様																			
金額	<table border="1"> <tr> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	億	千	百	十	万	千	百	十	円					1	1	0	0	0
億	千	百	十	万	千	百	十	円											
				1	1	0	0	0											
(05575) 大城貸事務所2階事務所 那覇市首里石嶺町4-96 但し、8月分賃料として上記正に領収いたしました。 (内訳) 賃料 110,000																			
担当者 [REDACTED]	 LIFECORPORATION (株) ライフコーポレーション 〒901-0244 沖縄県豊見城市宜保三丁目1番11号 TEL: 098-850-2222 FAX: 098-850-2752																		

			(政務活動費充当額)
領収書	1 枚	按分率	%
			110,000 円

令和5年度		領収書添付用紙		整理番号	
				議員氏名	與儀喜邦
項目	事務所費				
領収書	その他の証憑書類	添付欄			

No. [REDACTED]	令和5年8月25日																			
登録番号 T4360001005231																				
領 収 書																				
[REDACTED] 與儀 喜邦 様																				
金額	<table border="1"> <tr> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	億	千	百	十	万	千	百	十	円					1	1	0	0	0	
億	千	百	十	万	千	百	十	円												
				1	1	0	0	0												
(05575) 大城貸事務所2階事務所																				
那覇市首里石嶺町4-96																				
但し、9月分賃料として上記正に領収いたしました。																				
(内訳) 賃料 110,000																				
担当者 [REDACTED]	 LIFECORPORATION (株) ライフコーポレーション 〒901-0244 沖縄県豊見城市宜保三丁目1番15号 TEL:098-850-2222 FAX:098-850-2752																			

領収書 1 枚		按分率	%	(政務活動費充当額)
				110,000 円

令和5年度		領収書添付用紙		整理番号	
				議員氏名	與儀喜邦
項目	事務所費				
領収書その他の証憑書類	添付欄				

No. XXXXXXXXXX

令和5年9月25日
登録番号 T4360001005231

領 収 書

與儀 喜邦 様

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
				1	1	0	0	0

(05575) 大城貸事務所2階事務所
那覇市首里石嶺町4-96
但し、10月分賃料として上記正に領収いたしました。
(内訳) 賃料 110,000

**LIFECORPORATION**
(株)ライフコーポレーション
〒901-0244 沖縄県豊見城市宜保三丁目1番11号
TEL:098-850-2222 FAX:098-850-2752

担当者 XXXXXXXXXX



			(政務活動費充当額)
領収書	1 枚	按分率	%
			110,000 円

令和5年度		領収書添付用紙		整理番号	
				議員氏名	與儀喜邦
項目	事務所費				
領収書その他の証憑書類	添付欄				

No. XXXXXXXXXX	令和5年10月25日																		
領 収 書																			
登録番号 T4360001005231																			
與儀 喜邦 様																			
金額	<table border="1"> <tr> <td>位</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	位	千	百	十	万	千	百	十	円					1	1	0	0	0
位	千	百	十	万	千	百	十	円											
				1	1	0	0	0											
(05575) 大城貸事務所2階事務所 那覇市首里石嶺町4-96 但し、11月分賃料として上記正に領収いたしました。 (内訳) 賃料 110,000																			
担当者 XXXXXXXXXX  LIFECORPORATION (株)ライフコーポレーション 〒901-0244 沖縄県豊見城市宜保三丁目1番11号 TEL:098-850-2222 FAX:098-850-2752 株式会社 豊見城 印シ																			

			(政務活動費充当額)
領収書	1 枚	按分率	%
			110,000 円

令和5年度		領収書添付用紙		整理番号	
				議員氏名	與儀喜邦
項目	事務所費				
領収書その他の証憑書類	添付欄				

No. [REDACTED]	令和5年12月25日														
領 収 書		登録番号 T4360001005231													
與儀 喜邦 様															
金額	<table border="1"> <tr> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0 0 0</td> </tr> </table>	千	百	十	千	百	十	円				1	1	0	0 0 0
千	百	十	千	百	十	円									
			1	1	0	0 0 0									
(05575) 大城貸事務所2階事務所 那覇市首里石嶺町4-96 但し、1月分賃料として上記正に領収いたしました。 (内訳) 賃料 110,000															
担当者 [REDACTED]  LIFECORPORATION (株)ライフコーポレーション 〒901-0244 沖縄県豊見城市宜保三丁目1番地11号 TEL:098-850-2222 FAX:098-850-2752 株式会社 印シ															

			(政務活動費充当額)
領収書	1 枚	按分率	% 110,000 円

令和5年度		領収書添付用紙		整理番号	
				議員氏名	與儀喜邦
項目	事務所費				
領収書その他の証憑書類	添付欄				

No. XXXXXXXXXX

令和6年1月25日
登録番号 T4360001005231

領 収 書

與儀 喜邦 様

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					1	1	0	0	0

(05575) 大城貸事務所2階事務所
 那覇市首里石嶺町4-96

但し、2月分賃料として上記正に領収いたしました。

(内訳) 賃料 110,000

担当者 XXXXXXXXXX


LIFECORPORATION
 (株)ライフコーポレーション
 〒901-0244 沖縄県豊見城市宜保三丁目1番11号
 TEL:098-850-2222 FAX:098-850-2752



領収書 1 枚	按分率 %	(政務活動費充当額) 110,000 円
---------	-------	-------------------------

令和5年度		領収書添付用紙		整理番号	
				議員氏名	與儀喜邦
項目	事務所費				
領収書その他の証憑書類	添付欄				

No. [REDACTED]	令和6年2月26日																		
登録番号 T4360001005231																			
領 収 書																			
[REDACTED]																			
與儀 喜邦 様																			
金額	<table border="1"> <tr> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>十</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	億	千	百	十	万	十	百	十	円					1	1	0	0	0
億	千	百	十	万	十	百	十	円											
				1	1	0	0	0											
	¥	200円																	
(05575) 大城貸事務所2階事務所																			
那覇市首里石嶺町4-96																			
但し、3月分賃料として上記正に領収いたしました。																			
(内訳) 賃料 110,000																			
担当者 [REDACTED] LIFECORPORATION (株)ライフコーポレーション 〒901-0244 沖縄県豊見城市宜保三丁目1番11号 TEL:098-850-2222 FAX: 098-850-2752 株式会社 印シ																			

		(政務活動費充当額)	
領収書	1 枚	按分率	%
		110,000 円	